

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月15日

【発行者名】 日本リテールファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 難波 修一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
執行役員リテール本部長 荒木 慶太

【電話番号】 03-5293-7081

【届出の対象とした募集内国投資証券
に係る投資法人の名称】 日本リテールファンド投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券
の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：その他の者に対する割当 536,512,500円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月27日提出の有価証券届出書（平成29年3月7日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成29年3月15日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

第二部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(15)【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当における手取金上限（536,512,500円）は、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補充情報 2 投資対象 (1) 第30期取得済資産及び取得予定資産の概要 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。ただし、本投資法人が譲渡予定資産の譲渡による手取金を用いて取得することを予定しているGビル天神西通り01を除くものとします。以下同じです。なお、かかる資産を本書において総称して「新規取得資産」といいます。）の取得資金の一部に充当し、残額があれば手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得等に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金（11,803,275,000円）及び海外募集における手取金上限（12,339,787,500円）については、新規取得資産の取得資金の一部に充当します。

< 訂正後 >

本第三者割当における手取金上限（536,512,500円）は、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補充情報 2 投資対象 (1) 第30期取得済資産及び取得予定資産の概要 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。ただし、本投資法人が譲渡予定資産の譲渡による手取金を用いて取得することを予定しているGビル天神西通り01を除くものとします。以下同じです。なお、かかる資産を本書において総称して「新規取得資産」といいます。）の取得資金の一部に充当し、残額があれば手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得等に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金（11,803,275,000円）及び海外募集における手取金（12,339,787,500円）については、新規取得資産の取得資金の一部に充当します。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

<訂正前>

(前略)

国内一般募集及び海外募集(以下、併せて「本募集」といいます。)の総発行数は112,500口であり、国内一般募集における発行数は55,000口であり、海外募集における発行数は57,500口(UBS AG, London Branch、Morgan Stanley & Co. International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社(以下、総称して「海外引受会社」といいます。)による買取引受けの対象口数55,000口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数2,500口)です。また、国内一般募集における発行価額の総額は11,803,275,000円であり、海外募集における発行価額の総額は12,339,787,500円(注)です。

(中略)

(注) 海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利のすべてが行使された場合の上限金額です。

<訂正後>

(前略)

国内一般募集及び海外募集(以下、併せて「本募集」といいます。)の総発行数は112,500口であり、国内一般募集における発行数は55,000口であり、海外募集における発行数は57,500口(UBS AG, London Branch、Morgan Stanley & Co. International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社(以下、総称して「海外引受会社」といいます。)による買取引受けの対象口数55,000口及び海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資口を買い取る権利(対象口数2,500口)の行使により発行される2,500口)です。また、国内一般募集における発行価額の総額は11,803,275,000円であり、海外募集における発行価額の総額は12,339,787,500円です。

(中略)

(注)の全文削除

第二部【参照情報】**第1【参照書類】**

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

<訂正前>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第29期（自平成28年3月1日 至平成28年8月31日） 平成28年11月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成29年2月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成29年2月27日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本3記載の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

<訂正後>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第29期（自平成28年3月1日 至平成28年8月31日） 平成28年11月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成29年2月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成29年2月27日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

（注）の全文削除

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成29年3月7日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成29年3月15日に関東財務局長に提出